

栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）の概要

栃木県環境森林部自然環境課

- R5年度末の半減目標の達成が困難な状況であることから、国と同様に、目標達成年度をR10年度末までに延長する。
- 当面の捕獲目標を11,500頭/年とし、くくりわなの直径規制を解除するなど捕獲を強化する。

1 計画の目的

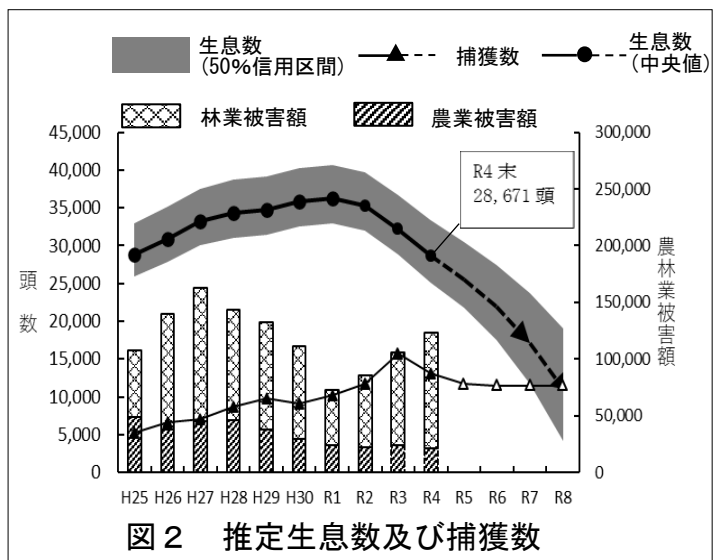
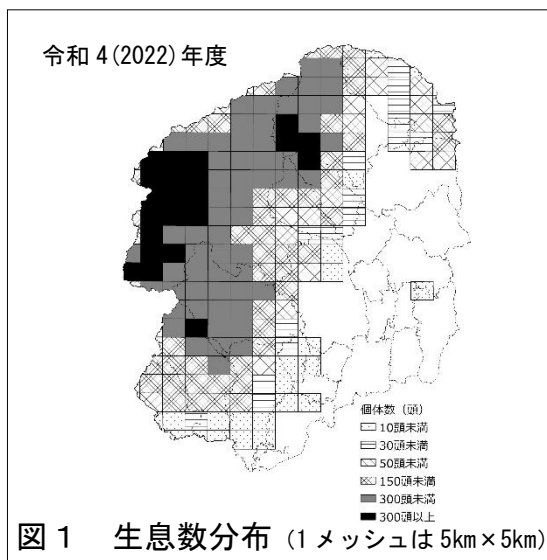
科学的・計画的な管理により、農林業等被害の軽減及び生物多様性の保全を図る。

2 計画期間と計画区域

- (1) 令和6(2024)年4月1日～令和12(2030)年3月31日(6年間)
- (2) 県内全域(25市町)を対象

3 現状と課題

- (1) 生息域の拡大に伴い、県内の全市町で被害に備える必要がある。特に、県東地域への侵入に対しては、近県や関係機関とも連携し、情報収集や被害防止、捕獲などの対応を行っていく必要がある(図1)。
- (2) 捕獲数は増加し生息数は減少傾向にあるが、農林業被害額は高い水準で推移しているため、捕獲をはじめとする総合的な対策の強化が必要である(図2)。
- (3) 狩猟者の減少・高齢化に伴う、狩猟者の確保・育成及び負担軽減が必要である。



4 管理において留意すべき事項

(1) 生態

高い繁殖力を有する増えやすい動物であり、生息数の増加を抑えるためにはメスを優先的に捕獲することが重要である。

長距離移動個体が存在するため、行動圏を踏まえた広域的な管理が必要である。

(2) 総合的な対策

「捕獲」により生息数の減少、生息域の拡大防止を図るとともに、「防護」・「環境整備」により農作物、造林木等がシカの餌とならないようにし、生息数の増加を抑えることが重要である。

5 基本的な対策の方針

- (1) 捕獲の推進
- (2) 防護及び環境整備の推進
- (3) 生息域の拡大防止

6 講ずべき主な対策

対 策	内 容
(1) 捕獲	①捕獲目標の設定 令和 10(2028)年度末までに、基準年である平成 25(2013)年度末の生息数(23,600 頭)から半減(11,800 頭)させるため、当面の捕獲目標を 11,500 頭/年に設定する。令和 8(2026)年度に、捕獲目標の達成状況や被害状況等を踏まえて見直す。 (令和 4(2022)年度末時点の生息数 28,671 頭を令和 10(2028)年度末までに 11,800 頭に減少)
	②有害鳥獣捕獲・個体数調整の推進 市町の被害防止計画に定める目標達成に向け、取り組む。
	③狩猟による捕獲の促進 くくりわな直径規制解除の区域を拡大するとともに、狩猟期間の延長、シカ・イシジのみ狩猟ができる狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定を引き続き実施する。
	④指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 県域レベルの観点で捕獲圧が不足していると考えられる地域において、県自らが捕獲を実施する。
(2) 防護	農地、造林地における侵入防止柵の設置、壮齢木への防獣ネット巻き等による被害防除対策を行う。
(3) 環境整備	不要な野菜等の処分を徹底し、耕作放棄地やヤブ等を整備する。
(4) 捕獲体制の整備	①新たな担い手の確保 被害を受けている農林業者、若者等の免許取得・狩猟者登録を支援する。
	②捕獲の省力化・効率化 ICTを活用したスマート捕獲技術やその他の効率的な捕獲手法について、実証・普及を行う。
	③円滑な捕獲に向けた連携強化 円滑な捕獲に向けて、市町・捕獲従事者等が緊密に連携を図る。
(5) 県東地域への侵入防止の取組	①行動範囲調査や目撃情報の収集を行い、県東地域の市町、森林組合、猟友会支部等の関係機関で情報共有を図る。
	②福島県、茨城県とも連携し、県境地域の生息状況調査と情報収集、分布拡大防止のための捕獲を行う。
(6) その他	①人身被害等の防止 シカとの接触を防ぐために、県民に向けて注意を喚起する。
	②鳥獣被害対策実施隊の設置促進 市町が被害防止計画に則した実効性のある対策を行うため、鳥獣被害防止特措法に基づく実施隊の設置を促進する。